

2024 年介護報酬改定と その影響

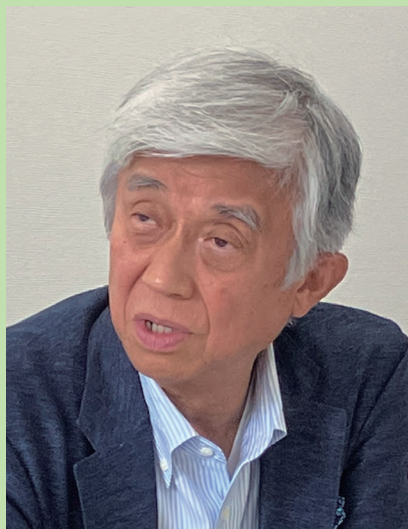
2024 年度の介護報酬改定は 6 年ぶりの医療・介護ダブル改定となり、介護報酬は 1.59%の引き上げとなりました。

今号の特集では、法政大学大学院の鏡諭先生、フリーアナウンサーの町亞聖氏、東京都高齢者福祉施設協議会（以下、高齢協）の田中雅英会長による、今回の改定を振り返る座談会の様子をお伝えします。



かがみ さとし
鏡 諭

法政大学大学院公共政策研究科兼任講師。所沢市役所の政策審議担当参事、淑徳大学コミュニティ政策学部長などを歴任後、2022 年 4 月より現職。主な著作に「介護保険制度の強さと脆さ～2018 年改正の問題点～」など多数。



たなか まさえ
田中 雅英

東京都高齢者福祉施設協議会会長、全国老人福祉施設協議会副会長。社会福祉法人三交会、大三島育徳会理事長。早稲田大学商学部を卒業後、損害保険会社、不動産会社、大三島育徳会設立を経て、2021 年より現職。社会福祉学博士。



まち あせい
町 亞聖

【聞き手】

フリーアナウンサー、東京都高齢者福祉施設協議会アンバサダー。学生時代から日本テレビアナウンサー時代にかけてヤングケアラーとして介護した経験を記した「十年介護」を出版したのち、介護業界の情報発信に取り組む。

KOUREIKYO
JOURNAL
& TOKYO

高齢協ジャーナル

第 13 号

2024年8月30日(金) 発行

発行：社会福祉法人東京都社会福祉協議会
東京都高齢者福祉施設協議会
(東京都新宿区神楽河岸 1-1)
Tel. 03-3268-7172
発行人：会長 田中雅英

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/kourei>

東京 高齢協協会 検索

ホームページにて高齢者福祉情報を発信しています。



目次

- 対談 鏡 諭×田中 雅英／聞き手：町 亞聖
2024 年介護報酬改定とその影響 …… 1 - 2
2024 年介護保険制度改正と報酬改定のポイントについて …… 3
高齢協 TOPICS・室長コラム …… 4

東京都高齢者福祉施設協議会とは？

東京都高齢者福祉施設協議会（高齢協）は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会（東社協）の業種別部会連絡協議会に属する部会の一つとして、東京都内の特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・デイサービスセンター等を会員とする組織です（会員数約 1200 施設・事業所）。

2024 年度介護報酬の総評

町 2024 年の介護報酬改定について、今回は高齢協の施設に関連する内容を中心にお話を伺います。今回の改定の総評をお願いします。

鏡 昨今、特養の 7 割が赤字となり、不十分といえる介護職の処遇改善が介護人材不足の要因となるなど、非常に厳しい状況です。これらを改善するために今回は大きく踏み込んだ改定が必要だと考えていましたが、十分期待に応えたとは言えない結果だと感じています。

今回の改定では平均 1.59% のプラス改定でしたが、令和 4 年の給与調査では年収平均で民間企業 458 万、福祉・医療 409 万と両者にすでに隔たりがあり、今春の給与改定で民間平均はこれよりさらに平均 5% 上がり、差が広がっています。

例えばドイツでは保険者、事業者、利用者で報酬を決めており、ベルリンでは介護事業者が市内で 2 番目の企業規模です。対して日本では介護報酬を国が定めています。この状況では経営合理化が求められるだけで技術革新は生まれていくにくくなります。この構造の是非を問うべきです。例えばイノベーションに対し介護報酬でインセンティブを発生させるなどが必要と考えられます。

また、今回の改定は小規模事業者に厳しい内容で、法人の大規模化・複合化をめざす国の意図を感じます。今後さらに介護人材不足が見込まれる中、これでよいのかという問題点が見えています。

すぐには難しい内容ですが、介護給付費分科会に現場で働く方やご利用者に参加してもらう形で、将来像を描いたうえで改定を進めることが必要だと思います。また、プラス α としてニーズに合わせた細かい報酬メニューの設定があるとういと思っています。

田中 今回の改定率は全く納得しがたい結果です。介護事業者の厳しい経営状況を反映したものではありません。物価と賃金の上昇傾向からすると心もとない引上げです。このままでは、他産業に人材が流出してしまいます。3 年後の

報酬改定まで待つてはいられません。毎年、介護報酬の見直しをしてもらうか、物価・賃金上昇スライド制の導入が必要です。

社会保障費の財源も議論すべき時期に来ていると思います。財源としてふさわしいのは消費税です。ただし、逆進性があるという意見と、社会保障費の財源に消費税を充てると、社会保障の恩恵を受けるのはおもに低所得者層なので逆進性は薄れて累進性が高まるという意見があります。また、消費増税は政権交代につながる政治リスクがあります。これらを含めての議論が必要です。

介護保険料の上昇に焦点をあてると、抑制という世論づくりに利用されてしまう。介護報酬を引き上げれば、保険料が上がり、利用者負担も増えるので慎重にする必要があるという指摘がされます。それでは、介護人材は他産業へ逃げていくだけです。介護保険料を徴収して、それに見合うサービスがなくては困るのは保険者たる市区町村などです。利用者負担を抑えるために介護職員や事業者負担を転嫁するのではなく、国、都道府県、市区町村の負担を増やすべきではないでしょうか。

鏡 現在の日本の介護保険の対象範囲は比較的大きく作られています。公的政策としての社会保険という意味では対象範囲を見直す議論も必要だと思います。国の意向は介護保険の財源を縮小とみられますので、そこから飛び出すような、民間企業と同じような体制も必要だと思います。これはイノベーションにもつながると思います。

田中 枠外のサービスを作って収入を確保することが社会福祉法人に求められていくと感じます。

本改定の介護現場への影響

町 ここからは今回の改定における介護施設への影響について伺ってください。

田中 相変わらず、加算を取得するための負担が重いという印象が強いです。認知症チームケア推進加算を取得する場合、担当者には膨大な



負担がかかります。

この研修時間を認知症の利用者との関わりに充てたいという指摘があるのも当然です。また、職場でのOJTが評価されないことにも違和感を覚えます。このような状況では、加算単位自体が見合わないとして、敬遠する施設の増加が懸念されます。

鏡 今回の改定では医療連携が重視され関連する加算が強化されました。現場でどう生かされるかは未知数でもあります。BCPの大規模災害やパンデミックへの対策は重要ではありますが、実地訓練や研修は現場の負担にもなります。

本年1月に認知症基本法がスタートしました。在宅で認知症に罹った方の早期発見と医療受診が大きな課題です。在宅分野での認知症ケアに明るい介護職との連携が必要であると同時に、医療の受け皿の問題もあるのでデイサービスでの対応も必要になります。様々な主体と連携しながら長期的な伴走型支援に包括的に取り組める人材が求められます。自治体の取り組み姿勢も重要です。

田中 有料老人ホームの人員配置基準が3.3...1まで緩和されましたが、特養では全く歓迎できません。

特養の夜勤では、休憩職員をカバーしている時は40対1の配置で対応しています。これを52対1に緩和されても職員の負担が増すだけです。特に、東京には高層施設が多くあり、一人の夜勤職員が複数階を受け持っています。対象人数の増加は即負担増です。配置人数を増やして、残業が少なく休暇を取得しやすい、教育や研修体制が整うなど、働きやすい職場づくりが必要です。人員削減では介護現場から職員が逃げて行ってしまう。家庭と仕事の両立支援も不可欠です。

鏡 現場の方が期待に込めて無償の頑張りをしている現状がありますが、介護保険制度はそれに甘えている部分があり、それを正しく手当とする制度が必要だと思います。

町 LIFEについても見直しがありました。この点はいかがでしょうか。

鏡 未だ利用率が低く、効果が未知数です。報告頻度や自立支援加算を増加させていたが、事業者負担が増えるという一面もあります。

田中 フィードバックがまだ少なく、そもそも共有するだけの情報量がありません。AIが進化して、ケアプランまで流れて評価ができるならいいのですが、まだまだこれからですね。DX化も重要ですが現場はそのリテラシーがあまりなく、補助金等を活用するにはコンサルティングが必要です。東京都はコンサルに対する補助金の支援をし、バックアップするという姿勢を打ち出しています。

東京都の現状と特有の支援

町 東京都では新たに独自の支援が実施されていますが、これらに対する評価はいかがでしょうか。

田中 宿舍借り上げ支援事業と介護職員・介

護支援専門員居住支援特別手当事業は人材不足対策のゲームチェンジャーになります。他の自治体にも波及することが期待できます。宿舍借り上げ支援事業に新たに外国人枠ができたので、外国人介護職員には朗報です。都内では家賃が高く敬遠されがちでしたから。ケアマネや相談員にも拡充され、介護保険で中核的役割を担う職種によりやく光が当たったと胸をなでおろしています。

鏡 介護報酬は国が決定し都道府県が支給する形式ですが、東京都が先んじてこのような手当を出すことは素晴らしい。ぜひ他の道府県も追随してほしいと思います。

町 介護職へのリスペクトを見える形で報酬化してほしいですね。都内の施設建て替え需要についてはいかがでしょうか。

田中 都内の施設の建て替え・大規模修繕は大きな課題です。人手や資材の不足から建築費が高騰し建築請負契約締結後に契約金額の大幅な見直しを求められるケースも発生しました。そのため、東京都へ「施設整備補助金」等への物価スライド方式導入の予算要望をし、物価スライド方式を反映した補助基準単価が適用されることになり、本年度から約1.5倍に増額されました。これにより、施設の建て替え・大規模修繕が進むことを期待します。

また、一定の地域ごとに*建て替え促進施設が必要なので市区町村で創設を検討していただきたいと思います。

* 建て替え促進施設…施設の改築時に利用者と職員が一時的に移転する施設

現状の課題と未来への提言

鏡 介護保険制度は高齢者や家族が安心して暮らせるためのものですが、昨今の改定はそれに逆行しているとも感じます。特に認知症になった後の公的支援が脆弱で、医療・社会全体でのアプローチも十分ではないと思います。

特養は本来に必要な人が入れない実態もあり、公的な入所基準の見直しが必要です。近年介護予防を拡大したいという意図がみえますが、地域包括ケアは介護保険と分けて考えるべきです。介護保険を本来のかたちの介護事故がある方に対応する給付の形にして、現場で働く人たちが安心して働ける環境をつくり、地域で暮らす方を支援できる形になってほしいと思います。

田中 慢性的な人手不足の影響により、現在の都内特養の平均稼働率は約92%となっています。収支のバランスがとれた事業計画を立てることが困難な状況です。待機者を減少させるためには、稼働率を適正にするための人材確保が大切です。今後、人材確保につながる政策提言を行っていきます。

町 介護保険の当事者（利用者・働く人）の声に耳を傾けた報酬改定をしてほしいです。そのためにも、民間からも声を上げていくべきだと思います。20年前から介護離職は10〜20万人といわれており、大きな経済的損失です。ケアの現場の充実、人材確保を含め、国が検討すべき課題は多いと思います。本日はありがとうございました。



高齢協の各種メディア（公式SNS）更新中！



Facebook

東社協東京都高齢者福祉施設協議会 @tokyokourei



会員施設の情報や高齢協の各専門委員会の活動等を掲載中！



YouTube

東社協東京都高齢者福祉施設協議会チャンネル



「東京の介護ってすばらしいグランプリ」や「記念対談」の様子、「高齢協」「各種別の高齢者施設・事業所」の紹介動画などをアップ！新規コンテンツ追加中！



Instagram

東京都高齢者福祉施設協議会 @Koureikyoku



会員施設の身の回りのこと、会員施設で働く職員の日常などの写真を高齢協マスコットキャラクターの「アクティブル」と、ともに毎日アップ中！



X (旧Twitter)



高齢協【公式】
@TokyoKourei



高齢協会長
@koureikyoku

「高齢協【公式】」では、高齢者福祉・介護のこと、SNSの更新情報や高齢協に関するお知らせ、「朝礼で使える今日の記念日」を毎日ポスト！「高齢協会長」は会長の活動などを発信中！

高齢協ウェブサイトでは、高齢協の調査提言、様々な事業やイベントのお知らせ、種別施設を紹介するパンフレットや動画などを掲載。「KOUREIKYO JOURNAL」や機関誌「アクティブ福祉」のバックナンバー等もご覧いただけます。機関誌の一部記事の全文・写真等を掲載する「アクティブ福祉デジタル」も稼働中！

* 高齢協ウェブサイト(東京都社会福祉協議会ウェブサイト内)

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/kourei>



解説

2024年介護保険制度改革と
報酬改定のポイントについて

法政大学大学院公共政策研教科 兼任講師

かがみ
鏡さとし
諭

1 介護とは何か

昭和45年版の講談社の国語辞典には介護という言葉に対して説明がありません。

ここから介護とは新しい概念であることがわかります。現在の内容からその意味を見ると、介護とは自分で身の回りの調理や清掃や歩行等が難しくなっている、その支援を必要とする状態と定義できます。そう考えると介護とは年齢性別に

限らず、様々な要因で必要性が生じることとなります。かつての家事を一切やらない頑固お父さんは、若いころから介護が必要だったとも言えなくはありません。これは介護の曖昧さを考えていただき

たかったのであります。つまり介護の必要性とは年齢や性別で一律に必要性が生じるのではなく、身体的な能力と意識によって差が出るものなのです。したがって、介護保険以前は、主な介護の担い手は家事労働として、家庭の主婦の役割となっていました。さらに、福祉サービスは鰥寡孤独（障害のある人、夫のいない女性、親のいない子供、子供のいない高齢者）に代表される何らかの問題を抱えた人のみに提供されていたのです。

2000年に介護保険が出来てからは、介護は社会全体で分かち合い、担い合うものとされてきました。しかもその内容は、各市町村が保険者となり給付と負担の関係を決定する仕組みとしています。そのため、ケアマネジャーがサービス計画を作成し、要介護者自らサービスを選択できる仕組みに変えたのです。

それは誰もが等しく要介護状態になった時にサービスが受けられる制度として作られたからです。

2 給付と負担を決める
介護保険事業計画

介護保険法には、保険者である各市町村が給付と負担の内容を決定する介護保険事業計画を3年に一

度策定することとなっています。この事務は自治事務といい、各市町村が責任をもって作成するものであり、これによりその自治体の3年間の保険料が決定する仕組みなのです。しかし、近年の計画策定に関しては、財務省や厚労省から保険給付が大きくならないような改正方針が示されています。

2024年4月からスタートした第9期介護保険事業計画策定に向けても給付の縮減と高齢者の負担拡大が進められました。制度改革にあたっての論点は次の7つでした。

いずれも若い世代との財政的な均衡を図るという理由で、高齢者負担の増や保険給付の縮減が議論されたのです。

(1) 被保険者範囲・受給権者範囲

(2) 補足給付に関する給付の在り方

(3) 多床室の室料負担

(4) ケアマネジメントに関する給付の在り方

(5) 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

(6) 「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準

(7) 高所得者の1号保険料の負担の在り方

これらのうち、制度の見直しが見送られたのが次の3つであり残りが実施されました。

(1) 被保険者範囲・受給権者範囲

(4) ケアマネジメントに関する給付の在り方

(5) 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

(1)の保険料の徴収やサービス給付の対象年齢を引き下げるか、(4)ケアマネジメントに利用者負担を導入するか、(5)要介護1・2の人への訪問介護と通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行するかについて、議論が進められてきました。意見の対立や「これまでの施策の効果計測が不十分である」といった指摘が続く、合意形成には至っていません。したがって、これらの論点は、実態調

査や分析を行うなどして2026年の法改正に向けた検討で引き続き、議論が深められていくことになりました。

3 介護報酬1.59%UP

介護事業者に対する報酬を議論するのが、社会保障審議会介護給付費分科会で結論として2024年からのサービス報酬は1.59%上昇しました。福祉現場では、3K（きつい、きたない、給料が安い）職場といわれて久しく、その影響もあり、介護人材はこの後56万人足りないと言われていきます。今春の賃上げ交渉の中で平均5%を超える業界が増えている中で、1.59%の増では、その差が開く一方でとても介護人材不足に対応した報酬改定とは言えない状況です。

あわせて、訪問介護の報酬は2.3%減額となりました。これではますます、介護人材離れが進むことでしょう。

4 安心して暮らせる社会

介護が必要な状況になった時に個人として、家庭として、社会としてどのような設えがあれば、安心して暮らせるのか、考えていく必要があります。そうした介護の不安を共有化し、制度化しているのが介護保険です。

現状では、認知症になった人に対するサービスが少ない状況です。特に重度の認知症の徘徊や妄想等の症状がある高齢者には、一人暮らしや高齢者夫婦のみの生活は過酷です。そうなる前と施設の利用ですが、特別養護老人ホーム等の施設数は、安心して暮らせる水準にありません。いまだに多くの需要があります。特に、所得等に問題がある低所得層の多くが希望する多床室に空きがありません。

安心して暮らせる社会とはどういう社会でしょうか。現状を皆で共有し、不安のないように給付と負担の関係を構築するのが介護保険制度なのです。

高 齢 協

T O P I C S

東京の介護ってすばらしいグランプリ



結果発表

高齢者福祉施設における多様な場面にスポットをあて、介護の仕事の魅力を広く PR する、年に一度のグランプリイベント。介護の魅力を伝えたい方なら、施設職員・利用者・家族など、どなたでも応募いただけます。「東京の介護ってすばらしいグランプリ 2023」では、9月～12月に作品募集し、2024年3月に審査結果を発表しました。たくさんのご応募ありがとうございました！

東京の介護ってすばらしいグランプリ 2023 最優秀賞



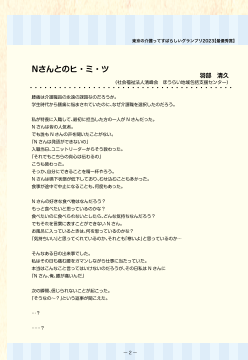
「a day in the life — 家族の思い出 —」

社会福祉法人サンライズ ひのでホーム
関澤 孝文氏



「面会再開」

社会福祉法人白百合会
特別養護老人ホーム増戸ホーム



「Nさんとのヒ・ミ・ツ」

社会福祉法人清峰会
ほうらい地域包括支援センター
羽部 清久氏



「華やか豆乳坦々鍋」

社会福祉法人東京弘済園 宇野 剛氏

*最優秀賞、優秀賞、入賞の各作品は、下記からご確認ください。

- 高齢協ホームページ内「グランプリ」ページ

<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/bukai/kourei/grandprix.html>

- 「グランプリ」特設サイト <https://koureikyo.com/>



アクセス
してね♪

今年度も「東京の介護ってすばらしいグランプリ 2024」を開催予定です。詳細は9月以降にお知らせします。奮ってご応募下さい！

高齢協 情報・広報室 / 広報戦略推進委員

高齢協 情報・広報室 室長コラム

この度は、高齢協ジャーナル13号お読みいただき、ありがとうございました。

さて、来る11月11日は「介護の日」です。この日は、介護に関する理解と認識を深めるとともに、介護従事者、介護サービス利用者、そして介護を支えている家族の皆さんをサポートし、地域社会での支え合いや交流を促進することを目的としています。介護が抱える課題や重要性を広く知っていただくことで、高齢者や障害者に対するケアがより良いものになることを願っています。

東京都高齢者福祉施設協議会でも、この意義深い日に合わせて「つながれひろがれ地域の輪」と題し、都内の会員施設と連携して様々な地域イベントを企画しています。私たちの活動は、介護に対する関心を高めるとともに、介護に対する不安や困りごとを解消するための場を提供することを目指しています。地域の皆さまが気軽に参加できるイベントを通じて、介護に関する知識を深め、地域のつながりを強化できればと思っています。

介護に興味がある方や、介護に関するお悩みをお持ちの方は、ぜひお近くの東京都高齢者福祉施設協議会の会員施設が主催する地域イベントにご参加ください。皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

情報・広報室 室長

水野 敬生